チリ	六、九一六、九九六・〇五		
中華人民共和国	八、七〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
コロンビア	七、六〇八、六九五・六五		
コスタリカ	二、七六六、七九八・四二		（＊）
ドミニカ共和国	四、一五〇、一九七・六三		（＊）
エクアドル	四、一五〇、一九七・六三		
エルサルバドル	二、七六六、七九八・四二		（＊）
フランス			
グアテマラ	二、七六六、七九八・四二		（＊）
ガイアナ	六九一、六九九・六〇		
ハイチ	一三八、三三九・九二		
ホンジュラス	三、四五八、四九八・〇二		
イスラエル	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		
イタリア	—		
ジャマイカ	一、三八三、三九九・二一		（＊）
日本国	四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
大韓民国	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
メキシコ	一二、四五〇、五九二・八九		（＊）
オランダ			
ニカラグア	—		
パナマ	五、五三三、五九六・八四		
パラグアイ	四、五六五、二一七・三九		（＊）
ペルー	六、九一六、九九六・〇五		（＊）
ポルトガル			
スペイン	—		
スリナム	三四、三三一、八七五・五六		
スウェーデン	六九一、六九九・六〇		
スイス	三、三五〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
トリニダード・トバゴ	二、四〇〇、〇〇〇・〇〇		（＊）
英国	二、〇七五、〇九八・八一		（＊）
アメリカ合衆国	—		
ウルグアイ	—		
ベネズエラ	四、一五〇、一九七・六三		（＊）
	—		
合　計	二〇三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		

注2　合衆国ドル以外の通貨で行われる拠出誓約の場合には、二千二十三年十二月三十一日に終了した六箇月の期間における毎日の国際通貨基金代表為替相場を平均することによって得られる当該為替相場により計算される。

＊　第二条第一項(c)の規定に基づく条件付拠出の可能性を示した拠出予定国

（訳文）

第四次多数国間投資基金の管理のための協定

第一次多数国間投資基金（以下「第一次ＭＩＦ」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成され、二千七年十二月三十一日まで有効期間が更新された多数国間投資基金を設定する協定によって設置されたので、

第二次多数国間投資基金（以下「第二次ＭＩＦ」という。）は、二千五年四月九日に作成され、二千七年三月十三日に効力を生じた第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設置され、その時に第一次ＭＩＦは終了し、その資産及び債務は第二次ＭＩＦに引き継がれたので、

第二次ＭＩＦ設定協定は、第二次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十年十二月三十一日まで有効期間が更新され、二千十七年四月二日に作成されて二千十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第三次ＭＩＦ設定協定」という。）によって再度表明されたので、

多数国間投資基金（以下「基金」という。）は、二千五年四月九日に作成された第二次多数国間投資基金の管理のための協定に基づいて米州開発銀行（以下「銀行」という。）によって管理され、同協定は、二千十七年四月二日に作成されて二千十九年三月十二日に効力を生じた第三次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第三次ＭＩＦ管理協定」という。）によって再度表明されたので、

第三次ＭＩＦ設定協定は、第三次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千二十六年三月十二日まで有効期間が更新され、また、第三次ＭＩＦ管理協定は、同時に更新され、第三次ＭＩＦ管理協定第六条第二項の規定により、第三次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間、引き続き効力を有するので、

第四次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第四次ＭＩＦ設定協定」という。）は、更新される第三次多数国間投資基金を銀行に設定し、及び二千二十六年三月十二日以降もその活動の継続を確保するため、拠出国及び第四次ＭＩＦ設定協定の付表Ａに掲げる拠出予定国（以下「拠出予定国」という。拠出予定国は、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)の規定に従って第四次ＭＩＦ設定協定に参加することによって又は第四次ＭＩＦ設定協定第六条第五項の規定に基づいて拠出国となる（以下「拠出国」という。）によってその効力発生の日において採択されているので、

拠出国は、第三次ＭＩＦ設定協定を改正し、及び再度表明し、並びに第四次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる時に第三次ＭＩＦ管理協定に代わるこの第四次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「この協定」という。）を採択することを希望するので、

基金は、第四次ＭＩＦ設定協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の参加者の業務を引き続き補完することができるので、

銀行は、その目的を達成し、及びその目標を追求するため、第四次ＭＩＦ設定協定に基づいて基金を引き続き管理することに同意したので、

よって、銀行及び拠出国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　基金の管理

銀行は、引き続き基金の管理者となる。銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定に基づいて基金を管理し、及び基金の業務を遂行し、並びに第四次ＭＩＦ設定協定に関連して第四次ＭＩＦ設定協定の寄託者としての役務その他の役務を提供する。銀行は、基金の管理において、銀行、ＩＩＣ及び基金の間で相乗作用を追求し、及び効率性を促進するよう努める。銀行は、この協定による基金の業務及び計画の管理及び遂行を委託された銀行の組織の中の事務所として、基金の事務所を維持する。

第二条　基金の業務

第一項　業務

(a)　銀行は、基金を管理し、及び基金の業務を遂行するに当たり、次の職務を引き受ける。

(i)　第四次ＭＩＦ設定協定第一条第一項及び第二項に定める目的及び任務に基づき、基金の資金によって資金供与される業務の危険の度合い並びに銀行及びＩＩＣの活動を考慮して、基金の資金によって資金供与される業務を特定し、策定し、準備し、及び提案すること又はその特定、策定及び準備のための措置をとること。